

産業廃棄物処分業許可証

住 所 岐阜県瑞穂市稻里 545 番地の 1

氏 名 小塙メタル株式会社
代表取締役 小塙 将樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県知事 古田 肇



許可の年月日 平成 28 年 9 月 21 日

許可の有効年月日 平成 33 年 9 月 20 日

1 事業の範囲

中間処理（圧縮）

廃プラスチック類（金属に付着したものに限る。）、紙くず（金属に付着したものに限る。）、木くず（金属に付着したものに限る。）、繊維くず（金属に付着したものに限る。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（金属に付着したものに限る。）、がれき類（金属に付着したものに限る。）

上記 7 品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 7 種類

2 事業の用に供するすべての施設

種 類：圧縮施設

設 置 場 所：岐阜県瑞穂市稻里四ノ町 497-1、498-1

設 置 年 月 日：平成 13 年 8 月 15 日

処 理 能 力：

廃プラスチック類（金属に付着したものに限る。）、紙くず（金属に付着したものに限る。）、木くず（金属に付着したものに限る。）、繊維くず（金属に付着したものに限る。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（金属に付着したものに限る。）、がれき類（金属に付着したものに限る。）

75.2t／日 (9.4t／時間)

上記 7 品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 7 種類

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 13 年 9 月 21 日 産業廃棄物処分業許可（新規）

平成 18 年 9 月 21 日 産業廃棄物処分業許可（更新）

平成 23 年 9 月 21 日 産業廃棄物処分業許可（更新）

平成 26 年 5 月 19 日 産業廃棄物処分業変更届（書換）

平成 28 年 9 月 21 日 産業廃棄物処分業許可（更新）

5 規則第10条の4 第5項の規定による許可証の提出の有無 有 無